



宿泊療養施設 退所基準

原則として以下の基準により退所となります。

○症状がある軽症患者

症状が出始めた日（発症日が明らかでない場合は陽性確定にかかる検体採取日）から10日間経過し、かつ、症状の軽快が確認されてから72時間したとき

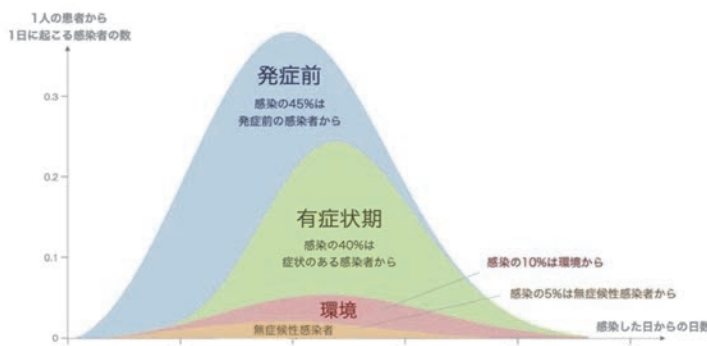
○無症状病原体保有者

陽性確定に係る検体採取日から10日間経過したとき

※陰性確認のためのPCR検査等は、宿泊施設では実施しません

(引用) 兵庫県 宿泊療養について

根拠：「PCR検査が陽性＝感染させる」ではありません。PCR検査はウイルスの遺伝子の特定の領域を検出しているものであり、ウイルスそのものではないため、死んだウイルスの断片を引っ掛けているだけのことがあります。発症から30日以上経ってもPCR検査が陽性になり続ける方がいらっしゃいますが、ずっと感染性が続いているとは限りません。



感染した日からの感染性の推移

- ・発症前の時期が45%
- ・発熱や咳などの症状のある時期が40%
- ・環境（高頻度接触面など）を介した感染が10%
- ・無症候性感染者からが5%

感染した日からの感染性の推移 (Science 10.1126/science.abb6936 (2020).

および Tomas Pueyo "The Basic Dance Steps~"より)

上記の図から、発症からではなく感染から12日後くらいにはすでに感染性がほとんどなくなっていることがわかります。

(引用) 忽那賢志 <https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20200530-00181087/>



退所 社会復帰に向けて準備すること

稀な事例として、退所後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されています。そのため、退所後も4週間は以下の事項に留意しながら生活をしてください。

一般的な衛生対策

- 石鹸やアルコール消毒液を用いて手洗い
- 咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用など）など
- 健康状態を毎日確認
- 療養施設で記録していた健康チェックの内容の確認を継続する。

咳や発熱などの症状が出た場合

- 管轄の健康福祉事務所（保健所）に連絡し、その指示に従い外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて医療機関を受診する。
- 管轄健康福祉事務所（保健所）への連絡および医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で宿泊療養していたことを電話連絡する。

相談できる場所を知っておく

気持ちが落ち着かないなど、こころに関する相談窓口

兵庫県精神保健福祉センター 電話：078-252-4980

日時：火～土 9：00～17：00

こころの電話相談専用ダイヤル 電話：078-252-4987

日時：火～土 9：30～11：30

13：00～15：30

(参考) 兵庫県発行リーフレット：施設を退所される方へ